

答 申 第 20 号
平成22年 7月20日

松阪市教育委員会 様

松阪市個人情報保護審査会
会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第7条第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 2．松阪市個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 3．松阪市個人情報保護条例第8条第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成22年7月6日 第13回松阪市個人情報保護審査会

答 申

審 査 案 件	子どもの「発達」に係る支援に関する事務実施に伴う保健・福祉等に関する個人情報の収集、提供及び利用について
審 査 会 の 意 見	１．本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。 ２．個人情報の目的外利用及び外部提供に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。ただし、目的外利用及び外部提供を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、その必要性や範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が利用、提供されることのないよう慎重に対応するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。 ３．個人情報の利用並びに提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。 ４．当該事務事業実施にあたり、情報を取り扱う者への守秘義務遵守等の指導を徹底し、特に保有個人情報の管理に万全を期すよう必要な措置を講じられたい。
審 査 内 容	本件は、教育委員会に設置予定の「育ちサポート室」の事務事業に関し、子どもの発達障がいを中心とする支援事業について、教育、保健、福祉の各分野で行っていた業務を育ちサポート室に一元化することにより、支援対象児童等を軸に据えた総合的、かつ継続性をもった支援の確立のため、本件に係る個人情報を収集し、又は利用及び提供することは行政サービスの向上など、公益上合理的な理由があると認められる。 また、当該事務取扱いにおいて個人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認められる。ただし、本件における個人情報が、特に保護を要すべきものであることを十分認識の上、情報の収集、提供及び利用が必要な範囲内で行われるよう留意されたい。さらに巡回相談等庁舎外部での作業が含まれることも踏まえ、情報管理において当該情報の漏えいや紛失などの事故が発生しないよう、対策を行う必要があると思われる。 利用者の信頼を得ることで利用しやすい環境を整えるためにも、事業実施にあたり、既述のほか特段の配慮が望まれる。 以上のことにより、上記のとおり意見を取りまとめた。
審 査 日	平成２２年７月６日（火）
個人情報取扱事務 の 名 称	子どもの「発達」に係る支援に関する事務
収集・利用する 個人情報の項目	年齢、性別、生年月日、家族状況、住所、生育歴、現在の発育状況、保育の現状、学習の状況、相談内容、検査の記録
事 務 の 目 的	子どもたちが安心して成長でき、また、子どもたちを安心して育てられる環境を整備するために、子どもの「発達」に関する相談の窓口となり、子どもの育ちを途切れなく支援していく体制が必要である。これらの支援を行うために、教育委員会・福祉部・保健部の３部局の連携により、発達障がいを中心に、相談や助言・検査等を行い、また、関係機関とのネットワーク会議等のコーディネートをおこない支援していく。
所 管 課（ 室 ） 等	教育委員会 学校支援課 福祉部 福祉課・こども未来課